平成２２年（フ）第２６２号
岡山県総社市西郡792番地２
債務者　遠藤　真里
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２６９号
岡山県倉敷市玉島上成264番地１　山本借家
債務者　遠藤　由子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２７７号
岡山県総社市西坂台188番地
債務者　藤岡　博明
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２２号
広島県三次市和知町2775番地
債務者　栢原　憲子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第１２０６号
福岡県糸島市二丈武360番地14
債務者　田中　裕之
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３１２号
福岡市西区姪の浜３丁目39番３―309号
債務者　柴田惠一朗
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３２２号
福岡県筑紫野市大字若江63番地４　メゾンエルムＣ棟202号
債務者　齊藤　俊郎
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４３０号
福岡県春日市桜ヶ丘４丁目34番地リバーハイツ２Ｆ
債務者　畑山　　寛
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４３１号
福岡県春日市桜ヶ丘４丁目34番地リバーハイツ２Ｆ
債務者　畑山美智子（旧姓深見）
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４６７号
福岡県糟屋郡須恵町大字旅石84番地21ＳＰＲＯＵＴ須恵513号
債務者　川崎　孝徳
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４９５号
福岡県古賀市花見東４丁目４番12号
債務者　古賀　敬三
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５１１号
福岡県太宰府市水城３丁目１番13号
債務者　渡邉　末廣
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５９１号
福岡県古賀市今の庄１丁目24番51号
債務者　小野　浩司
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６１８号
福岡市博多区東比恵４丁目８番21―511号
債務者　白石　幸子
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６９１号
福岡県糸島市波多江駅北３丁目10番10号
債務者　今井ゆかり
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７１０号
福岡県筑紫郡那珂川町仲３丁目３番２号　メディオコートＢ―１
債務者　中村　美保
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７４０号
福岡県春日市松ヶ丘２丁目142番地
債務者　川原　清彦
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７９３号
福岡市中央区谷１丁目１番31号
債務者　爪丸　一惠
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部